

横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付要綱

制 定 令和3年6月28日
環創エネ 第259号 局長決裁
最近改正 令和4年6月23日
環創エネ 第231号 局長決裁

(総則)

第1条 横浜市V2H充放電設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、「横浜市補助金等の交付に関する規則」（平成17年11月市規則第139号、以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、V2H充放電設備設置事業（市から別に補助を受けている事業を除く。以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を補助することにより、電気自動車等の普及促進と温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条2項に規定する自動車をいう。）をいう。
- (2) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車（道路運送車両法第60条第1項による自動車検査証の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。）をいう。
- (3) 「電気自動車等」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (4) 「V2H充放電設備」とは、電気自動車等から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2H DC版」に基づく検定（CHAdeMO V2H protocol 認証）に合格しているものをいう。
- (5) 「国の補助金」とは、補助金申請年度の一般社団法人次世代自動車振興センター及び一般社団法人環境共創イニシアチブが行うV2H充放電設備を対象とした補助金をいう。
- (6) 「集合住宅」とは、一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅をいう。
- (7) 「戸建住宅」とは、一つの建物が1住宅で、かつ、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に定める区分所有権を有さない住宅をいう。
- (8) 「事業所」とは、経済活動の場所であって、原則として次の要件を備えているものをいう。
 - ア. 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
 - イ. 物の生産や販売、サービスの提供が、従業員と設備を有して、継続的に行われていること。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

(補助対象事業等)

第4条 市長は、第2項で定める者（以下「補助対象者」という。）が行うV2H充放電設備の購入に必要な経費のうち、補助金交付対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象者に対し補助金を交付する。

- 2 補助対象者は、次に掲げる要件を満たす者、もしくはこれらに準ずるものとして、市長が認定した者とする。
 - (1) 横浜市内に使用の本拠を置き、V2H充放電設備を購入する法人（国、独立行政法人、地方自治体及び地方独立行政法人は除く。）、個人事業主、個人、集合住宅の管理組合、集合住宅を所有する者又は使用する権限を有する者であり、かつ当該設備及び設置する土地の使用権を有する者又はその者から許諾を受け、補助対象設備を設置し、所有するリース会社等
 - (2) 市税の滞納がないこと。
- 3 補助金申請にあたっては、以下の要件を満たすこととする。
 - (1) 集合住宅（共用部に設置する場合）以外の住宅及び事業所に設置する場合は、電気自動車等をすでに所有していること、またはこれから購入し、実績報告時に当該車両の自動車検査証を提出できること。
 - (2) 上記(1)の電気自動車等は、V2H充放電設備を経由して電力を取り出せる機能を有する車両であること。
- 4 補助対象経費は、国の補助金の補助対象経費（V2H充放電設備等設置工事費を除く）と同一とする。
- 5 補助対象となる設備は、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 集合住宅、戸建住宅（所有・賃貸）及び事業所に設置する設備であること。
 - (2) 原則として、第3項第2号の車両の自動車検査証に記載のある使用の本拠の位置と同一場所に設置される設備であること。
 - (3) 未使用の設備であること。
 - (4) 第3条第1項第5号に定める国の補助金の対象設備または一般社団法人 CHAdEMO 協議会の認証を受けている設備であること。
- 6 補助対象となるV2H充放電設備の補助額等は、別表1に掲げるとおりとする。
- 7 補助対象者は、第6条第2項の交付決定を受ける前に、補助対象となるV2H充放電設備の機器の搬入（建売住宅を購入する場合は、住宅の引渡し）及び設置に係る支払を開始してはならない。
- 8 補助対象となるV2H充放電設備から放電される電力は、V2H充放電設備を設置している同一住居内、住戸内もしくは事業所内で使用しなければならない。
- 9 補助対象者は、別表2に定める期限までに横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る補助対象事業実績報告書（第8号様式。以下「実績報告書」という。）を提出できる者とする。

（交付申請）

- 第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を、別表2に定める期限までに、別表3に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 会計年度内において、補助申請額の累計が予算の範囲を超えることが見込まれるときは、市長は申請の受付を中止することができる。
 - 3 予算の範囲を超えた日の申請は、予算の範囲内で抽選を行い、当選した申請者のみ申請書を提出したものとする。

また、抽選の結果、抽選にもれた申請者のうち希望する者には、補欠番号を付与し、その後、交付の取下げ又は交付決定の取消しにより予算の範囲に満たなくなったときに、予算の範囲に達するまで、補欠番号の小さい者から順に申請を受け付けるものとする。
 - 4 補助対象者は、第1項の補助金の交付を申請するにあたって、他の横浜市の補助金と重複して申請してはならない。
 - 5 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号から第4号に規定するものとする。
 - 6 補助対象者は、第1項に規定する申請書を提出する際、第11条に該当する場合は、補助金規則第14条第1項第4号及び第5号に規定する見積書又は入札を行った際に結果のわかる資料、及び見積書徴収の相手方又は入札の参加者が市内事業者であることを証する書類を市長に

提出しなければならない。

- 7 補助対象者は、第1項の申請において、補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合は、別表4に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに所要の審査を行い、その内容を適当と認めたときは、別表1に定める補助金額を上限として、補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付決定後、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付申請取下届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の計画変更の承認申請)

第8条 申請者は、交付決定通知書に記載された補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る補助対象事業(変更・廃止)承認申請書(第4号様式。以下「変更承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 市長は、前条の変更承認申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認めたときは、承認するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により承認するときは、横浜市V2H充電設備設置費補助金に係る補助対象事業(変更・廃止)承認通知書(第5号様式)により、変更等承認申請者に通知するものとする。

(再申請の禁止)

第10条 第7条の交付申請の取下げを届け出た者は、同一年度内に同一設備について、第5条第1項に基づく補助金の交付申請を行うことはできない。

(契約等)

第11条 申請者は、補助対象事業を実施するため、売買、請負その他の補助対象経費が100万円以上の契約をする場合は、補助金規則第24条に規定する入札又は見積書の徴収に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、困難又は不相当である場合は、同条但書きを適用できることとする。

(遅延等の報告)

第12条 申請者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないことが判明した場合は、横浜市V2H充放電設備設置費補助金遅延等報告書(第6号様式)を市長に提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況報告)

第13条 申請者は、市長が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業

の実施状況について、指示する期日までに横浜市V2H充放電設備設置費補助金実施状況等報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 第6条第2項に定める交付決定通知を受けた者は、補助対象事業を完了した後速やかに、横浜市V2H充放電設備設置費補助金補助金に係る補助対象事業実績報告書（第8号様式）に別表5に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、提出日は別表2に定める期日を超えてはならない。

2 前項に規定する補助対象事業の完了日は、次に掲げる日のうちのいずれか遅い日とする。

(1) 補助対象のV2H充放電設備の設置が完了した日

(2) 補助対象経費の支払が完了した日

(3) 補助対象となる設備を集合住宅（共用部）以外に設置する場合においては、第4条第3項第2号に定める車両の引き渡し完了日

3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への記載又は添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第2号及び第3号に掲げるものとする。

4 交付決定を受けた者は、補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表4に定める方法により利益等を排除して実績報告をしなければならない。なお、提出書類は、利益排除済のものとする。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条に定める実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表1に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、横浜市V2H充放電設備設置費補助金の額の確定通知書（第9号様式）により、交付決定を受けた者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の審査にあたり、必要があるときは現地調査をすることができる。

（補助金の交付等）

第16条 前条の規定により通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに、横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付請求書（第10号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、提出日は別表2に定める期日を超えてはならない。市長は、この提出をもって、横浜市予算、決算及び金銭会計規則（昭和39年3月市規則第57号）に定めるところにより、補助金を支払うものとする。

（手続の委任）

第17条 補助対象者は、委任状（第12号様式）を市長に提出することにより、交付申請（第5条）、交付申請の取下げ（第7条）、補助対象事業の計画変更の承認申請（第8条）実績報告（第14条）及び請求書（第16条）について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施することとし、手続を通じ補助金の交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

3 市長は、受任者が第1項に規定する手続を、偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合

- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
 - (3) 第 7 条に定める申請の取下げがあった場合
 - (4) 第 15 条第 2 項に定める調査について、正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
 - (5) 第 6 条の規定に定める補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (6) 補助金交付を受けようとする会計年度に事業に着手又は完了しないとき
 - (7) 国の補助対象事業の内容に変更があったとき
 - (8) 第 12 条に定める市長の指示に違反した場合
 - (9) 別表 2 に定める期日までに実績報告書を提出しなかった場合
- 2 前項の規定は、第 15 条の補助金の額の確定後においても適用する。
- 3 市長は、第 1 項に基づく交付決定の取消しをしたときは、横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金交付決定取消通知書（第 13 号様式）により、交付決定を受けた者に理由を付して通知するものとする。

（補助金の返還）

- 第 19 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。
- 2 補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 3 第 2 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（取得財産の管理・運用・処分・調査）

- 第 20 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助対象事業完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。また、市は取得財産の運用によって、第三者に与えた損害について、一切の補償はしない。
- 2 補助金の交付を受けた者は、充放電設備を取得した日から起算し、別表 6 に定める保有義務と取得財産等の処分を制限する期間内に、市長の承認を受けずに、取得財産を処分（補助金交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供することをいう。）してはならない。
- 3 補助金の交付を受けた者が、財産処分を予定し、市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金に係る財産処分承認申請書（第 14 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の申請があったときは、速やかに横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（第 15 号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。
- 5 第 3 項の申請を行った者は、財産処分が完了した場合、速やかに横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金に係る財産処分完了報告書（第 16 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 6 補助金の交付を受けた者が取得財産を処分した場合は、市長は、補助金の全部又は一部を市に返還させることとする。なお、返還割合は別表 7 に定める。ただし、情状によりその目的等に反しないと市長が認める場合はこの限りでない。

7 市長が必要と認めるときは、補助対象事業の実施状況に関して報告を求め、又は関係職員によって随時調査をすることができる。

(届出事項)

第 21 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象のV2H充放電設備を取得した日の翌月から起算し、別表6に定める保有義務と取得財産等の処分を制限する期間内において、補助金申請者の名称、住所、役職・代表者氏名等の変更を行う場合、あらかじめ横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る補助対象事業内容変更届出書(第17号様式)を市長に提出しなければならない。

(帳簿等の保存義務)

第 22 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に関する書類を別表6に定める期間、保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第 23 条 横浜市暴力団排除条例(平成23年横浜市条例第51号)第8条の規定に基づき、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう)
- (2) 暴力団員(法第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ)
- (3) 法人にあっては、代表者又は役員に暴力団員に該当する者がいること。
- (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当すること。

2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(制定 令和3年6月28日 環創エネ第259号、局長決裁)

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。

附 則(改正 令和3年7月15日 環創エネ第332号、局長決裁)

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

附 則(改正 令和4年6月23日 環創エネ第231号、局長決裁)

この要綱は、令和4年6月23日から施行する。

別表1（第4条関係） 対象となる設備の補助額等

補助金の交付額は、補助金申請額、補助対象経費に補助率を乗じた額、補助金上限額を比べて最も低い金額とする（千円未満切り捨て）

補助対象経費 (消費税を除く)	対象設備の 設置上限数	補助率	1基あたりの 上限額
(国の補助金を受けない場合) V2H充放電設備の本体購入費 (国の補助金を受ける場合) V2H充放電設備の本体購入費から国の補助金を引いた金額 ※第3条第1項第5号に定める国の補助金の対象設備または一般社団法人CHAdemo協議会の認証を受けている設備であること。	駐車スペース 1 台につき V2H 充放電設備 1 基	3分の1	200,000 円

※令和4年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 業務実施細則別表1

別表2（第5条、第14条、第16条関係） 申請等の期間及び条件等

申請等の期間及び条件等については、次のとおりとする。

様式番号等	受付期間または提出期限、条件等
交付申請書(第1号様式)	各年度申請受付開始の日から翌年1月最終金曜日まで ※別表3の必要書類をすべてそろえて、環境創造局環境エネルギー課に郵送すること（上記提出期限内必着）
実績報告書(第8号様式)	申請年度の2月第2金曜日 ※別表5の必要書類をすべてそろえて、環境創造局環境エネルギー課に郵送すること（上記提出期限内必着） ※必要書類がそろわない場合は、環境エネルギー課と調整すること
請求書(第10号様式)	申請年度の2月末日 （上記提出期限内必着）

別表3（第5条関係） 交付申請時に必要な書類

書類内容等	
【共通提出書類】	
1	交付申請書（第1号様式）
2	返信用封筒 ・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を添付したもの ※交付決定通知等を送付（A4判1枚程度）
3	申請者の確認書類 【法人の場合】 ・登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかを1通（発行から3ヶ月以内のもの）、または定款 ※リースの使用者が個人の場合は、使用者の住民票も提出 【個人または個人事業主の場合】 ・住民票（発行から3ヶ月以内のもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの） 【法人格をもたないマンション管理組合の場合】 ・管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会議事録等） ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること。
4	V2H 充放電設備の設置・使用場所等を確認する書類 ※今後居住または移転予定の建物へ設置する場合は実績報告時に提出 【法人の場合】 ・申請者の確認書類と同じ（提出不要） 【戸建住宅または個人事業主の事業所に設置する場合】 ・建物の登記事項証明書（発行から1年以内のもの） 【集合住宅（一住戸）に設置する場合】 ・建物の登記事項証明書（発行から1年以内のもの） ・V2H 充放電設備の設置について、住民総会で決議、または理事会での合意がされていることを証する書類 【集合住宅（共用部）に設置する場合】 ・集合住宅等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証等で共同住宅等であることが明記されている書類等） ・V2H 充放電設備の設置について、住民総会で決議、または理事会での合意がされていることを証する書類
5	V2H 充放電設備を使用する車両の車検証の写し ※車検証の使用の本拠は、V2H 充放電設備の設置場所と一致していること。 ※今後導入予定の場合は、実績報告時に提出すること。 ※今後居住または移転予定の建物へ設置する場合は、実績報告時に提出すること。 ※集合住宅（共用部）に設置する場合は提出不要
【国の補助金を申請する場合】	
6	国の補助金の補助金交付申請時に提出した次の書類等一式（写し） ・補助金交付決定通知書（写し） ※国の補助金の交付決定前に申請する場合は交付申請書でも可 ・V2H 充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）の写し ※リースの場合はリース見積書 ・要部写真
【国の補助金を申請しない場合】	
※国の補助金申請手続きの必要書類に準じること。	
7	契約に係る書類

	<p>【V2H 充放電設備を購入する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V2H 充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）または契約書（内訳書含む）のコピー <p>【V2H 充放電設備をリースする場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書または見積書のコピー（賃貸人、賃借人、V2H 充放電設備情報、設置場所住所、リース期間（5年以上であること）、総額リース料金の記載があること）
8	要部写真（建屋の全景と駐車場スペースの位置がわかること、駐車スペースの全景、V2H 充放電設備本体の設置予定場所が確認できること）
【その他該当する場合】	
9	同意書（第 11 号様式） ※申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない（賃貸住宅等）場合
10	委任状（第 12 号様式） ※交付申請手続き等を委任する場合
11	見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料（写し） ※補助対象経費が 100 万円以上の場合
12	その他 ※市長が必要と認めた書類

※提出書類は、すべて A 4 判片面とする。

別表4（第5条第7項、第14条第4項関係）利益等排除の方法

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助対象者が次の(1)から(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。

- (1) 補助対象者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助対象者の関係会社（上記(2)を除く）

2 利益等排除の方法

(1) 補助対象者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助対象者の関係会社（上記(2)を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

別表 5 (第 14 条関係) 実績報告時に必要な書類

書類内容	
【共通提出書類】	
1	実績報告書 (第 8 号様式)
2	返信用封筒 ・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を添付したもの ※額の確定通知等を送付 (A 4 判 1 枚程度)
【国の補助金を申請する場合】	
3	国の補助金の実績報告時に提出した次の書類一式 (写し) ・実績報告書 ・V2H 充放電設備本体の発注書のコピー ・V2H 充放電設備本体の請求書 (内訳書含む) のコピー ・V2H 充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー ・V2H 充放電設備本体の保証書のコピー ・要部写真 ・リースの場合はリース契約書のコピー
【国の補助金を申請しない場合】	
※国の補助金申請手続きの必要書類に準じること。	
4	契約に係る書類 ※交付申請時に提出していない場合 【V2H 充放電設備を購入する場合】 ・V2H 充放電設備本体の購入にかかる契約書 (内訳書含む) のコピー (注文書と注文請書などでも可) 【V2H 充放電設備をリースする場合】 ・リース契約書のコピー (賃貸人、賃借人、V2H 充放電設備情報、設置場所住所、リース期間 (5 年以上であること)、総額リース料金の記載があること)
5	V2H 充放電設備本体の請求書 (内訳書含む) のコピー
6	V2H 充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー ※ローン契約の場合は、ローン契約書
7	V2H 充放電設備本体の保証書のコピー
8	要部写真 (建屋の全景と駐車場スペースの位置がわかること、駐車スペースの全景、V2H 充放電設備本体の設置が確認できること)
【その他該当する場合】	
9	交付申請時に提出していない次の書類がある場合 ・建物の登記事項証明書 (発行から 1 年以内のもの) ・V2H 充放電設備を使用する車両の車検証の写し ※車検証の使用の本拠は、V2H の設置場所と一致していること。
10	その他 ※市長が必要と認めるもの

※提出書類は、すべて A 4 判片面とする。

別表 6 (第 20 条関係) 保有義務と取得財産等の処分を制限する期間

期間	充放電設備等一式	取得した日から 5 年
処分の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分制限期間内は処分（目的外使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け、担保提供することをいう。）することはできない。ただし、あらかじめ「横浜市 V 2 H 用充電設備設置費補助金に係る財産処分承認申請書」（第 13 号様式）を市長に提出し、その承認を受けた場合には処分することができる。 ・ 処分に当たっては、補助金の返納義務が生じる場合があるため、速やかに市長に報告すること。 <p style="text-align: center;">（※取得財産等の処分の制限は取得価格が 50 万円以上のものとする）</p>	

別表 7 (第 20 条関係) 返還割合

財産処分により、交付した補助金の返還を請求する場合の金額は、設備の補助金相当額に当該設備の使用期間により定めた返還割合を乗じ、1 円未満を切り捨てた額とする。

実績報告にある取得年月日等から起算した期間ごとに、返還割合を次のとおり定める。（処分の承認前に当該行為が行われた場合は、その日から起算する。）

充電設備等一式

使用期間	返還の割合
処分の承認日が、取得年月日から起算して 1 年に満たない場合	100%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 1 年以上 2 年未満	80%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 2 年以上 3 年未満	60%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 3 年以上 4 年未満	40%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 4 年以上 5 年未満	20%
処分の承認日が、取得年月日から起算して 5 年以上の場合	なし

(提出先)
横浜市長

住 所

集合住宅名称
(集合住宅の場合のみ記入)

氏 名
(法人、管理組合等の場合は、
法人名・管理組名、
代表者役職、代表者氏名を記入)

電話番号

横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付申請書

電気自動車等の普及促進と温室効果ガスの削減を目的として、V2H充放電設備（以下、V2Hという。）を設置するため、次のとおり横浜市V2H充放電設備設置費補助金の交付を申請します。

1 申請内容

設備を設置する建物の所在地	横浜市		
(集合住宅の場合のみ) 集合住宅名称			
建物の区分 ※該当する区分に○をしてください。	<input type="checkbox"/> 戸建(新築) <input type="checkbox"/> 戸建(新築建売) <input type="checkbox"/> 戸建(既築) <input type="checkbox"/> 集合住宅(共用部) <input type="checkbox"/> 集合住宅(一住戸) <input type="checkbox"/> 事業所(法人) <input type="checkbox"/> 事業所(個人事業主)		
(V2Hをリースする場合のみ) 使用者氏名			
補助対象設備の数	V2H	基	
V2H充放電設備の本体購入費(消費税及び地方消費税相当額を除く)	A	円	国の補助金を受ける場合、その金額(V2Hの設備費該当額)
補助対象経費(C=A-B) ※国の補助金を受けない場合は、V2H充放電設備の本体購入費同額(C=A)	C	円	補助対象経費に3分の1を乗じた額(D=C/3)
補助上限額(E) (20万円/基×基数)	E	円	予定額(D又はEのうち、いずれか低い額)
補助金申請額 (千円未満切り捨て)	円 (E、Fのいずれか低い額が上限)		
この設備に対して受ける本補助金以外の補助金採択(予定)の有無 ※国補助金については、B欄のみ記入	有 無	「有」を選択した場合その名称	

2 事業計画等

V2H機器搬入予定日	年 月 日
V2H設置完了予定日	年 月 日
EV等車両の導入(車両引渡し日(予定))	
<input type="checkbox"/> 既導入済み(年 月 日)	<input type="checkbox"/> 今後導入予定(年 月 日)
実績報告書提出予定日	年 月 日

3 設置工事施工会社担当者

※契約や施行内容について問い合わせをさせていただく場合があります。直接施工会社に連絡してよい場合は下記に記入してください。

設置工事 施工会社名称		担当者 氏名	
所在地			
電話番号		メールアドレス	

4 申請要件等の確認

以下の内容に間違いなければ、各項目に☑マークを記入してください。

- (1) 関係職員による補助対象事業の遂行状況調査に協力します。
- (2) 市税に滞納がないことを誓約します。
- (3) 私は反社会的勢力の団体に属していません。

横浜市受付印

横浜市受付印

5 添付書類等一覧

※提出書類はすべてA4判片面でご提出ください。

※添付書類等一覧は印刷・提出していただく必要はございません。

書類内容等	
【共通提出書類】	
1	交付申請書（第1号様式）
2	返信用封筒 ・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を添付したもの ※交付決定通知等を送付（A4判1枚程度）
3	申請者の確認書類 【法人の場合】 ・登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のいずれかを1通（発行から3ヶ月以内のもの）、または定款 ※リースの使用者が個人の場合は、使用者の住民票も提出 【個人または個人事業主の場合】 ・住民票（発行から3ヶ月以内のもの、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの） 【法人格をもたないマンション管理組合の場合】 ・管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会議事録等） ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること。
4	V2H 充放電設備の設置・使用場所等を確認する書類 ※今後居住または移転予定の建物へ設置する場合は実績報告時に提出 【法人の場合】 ・申請者の確認書類と同じ（提出不要） 【戸建住宅または個人事業主の事業所に設置する場合】 ・建物の登記事項証明書（発行から1年以内のもの） 【集合住宅（一住戸）に設置する場合】 ・建物の登記事項証明書（発行から1年以内のもの） ・V2H充放電設備の設置について、住民総会で決議、または理事会での合意がされていることを証する書類 【集合住宅（共用部）に設置する場合】 ・集合住宅等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証等で共同住宅等であることが明記されている書類等） ・V2H充放電設備の設置について、住民総会で決議、または理事会での合意がされていることを証する書類
5	V2H 充放電設備を使用する車両の車検証の写し ※車検証の使用の本拠は、V2H 充放電設備の設置場所と一致していること。 ※今後導入予定の場合は、実績報告時に提出すること。 ※今後居住または移転予定の建物へ設置する場合は、実績報告時に提出すること。 ※集合住宅（共用部）に設置する場合は提出不要
【国の補助金を申請する場合】	
6	国の補助金の補助金交付申請時に提出した次の書類等一式（写し） ・補助金交付決定通知書（写し） ※国の補助金の交付決定前に申請する場合は交付申請書でも可 ・V2H 充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）の写し ※リースの場合はリース見積書 ・要部写真
【国の補助金を申請しない場合】	
※国の補助金申請手続きの必要書類に準じること。	
7	契約に係る書類 【V2H 充放電設備を購入する場合】 ・V2H 充放電設備本体の購入にかかる見積書（内訳書含む）または契約書（内訳書含む）のコピー

	<p>【V2H 充放電設備をリースする場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース契約書または見積書のコピー（賃貸人、賃借人、V2H 充放電設備情報、設置場所住所、リース期間（5年以上であること）、総額リース料金の記載があること）
8	<p>要部写真（建屋の全景と駐車場スペースの位置がわかること、駐車スペースの全景、V2H 充放電設備本体の設置予定場所が確認できること）</p>
【その他該当する場合】	
9	<p>同意書（第 11 号様式） ※申請者が設置場所・給電対象施設の所有者でない（賃貸住宅等）場合</p>
10	<p>委任状（第 12 号様式） ※交付申請手続き等を委任する場合</p>
11	<p>見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料（写し） ※補助対象経費が 100 万円以上の場合</p>
12	<p>その他 ※市長が必要と認めた書類</p>

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

横 浜 市 長

横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市V2H充放電設備設置費補助金については、次の条件を付けて交付することに決定しましたので、通知します。

1 交付決定額

_____ 円

ただし、補助対象事業の内容の変更により当該事業に要する経費が変更された場合において補助金の額に変更が生じたときは、別に通知します。

2 補助対象事業の内容

事業名	横浜市V2H充放電設備設置費事業
設備を設置する 建物の所在地	
(集合住宅の場合) 集合住宅名称	
特記事項	

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住 所

集合住宅名称
（集合住宅の場合のみ記入）

氏 名
（法人、管理組合等の場合は、
法人名・管理組名、
代表者役職、代表者氏名を記入）

電話番号

横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付申請取下届出書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました
横浜市V2H充放電設備設置費補助金については、次の事項について不服がありますので、
同補助金の交付申請を取り下げます。

1 補助金の額

2 交付申請年月日

年 月 日

3 交付申請取下げ理由（不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件等）

4 添付書類等
返信用封筒

- ・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したものを1部
※A4判1枚程度送付予定

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住 所

集合住宅名称

(集合住宅の場合のみ記入)

氏 名

(法人、管理組合等の場合は、
法人名・管理組合名、
代表者役職、代表者氏名を記入)

電話番号

横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る
補助対象事業(変更・廃止)承認申請書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました
横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る事業について、(変更・廃止)をしたいの
で、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更又は廃止の理由及びその内容

2 添付書類等

(1) 補助金交付申請書の写し

控えの第1号様式及び別紙の写しの中で、変更する部分を朱書き二重線で抹消し、
その上段に変更後の内容を記入すること。なお、変更後の内容が書ききれない場合は、
別紙にまとめて記載すること。

(2) 国の補助金で受理された計画変更申告書の写し(国の補助金申請をしている場合)

(3) 返信用封筒

・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したものを1部

※A4判1枚程度送付予定

(4) その他必要な書類(見積書など)

住 所

氏 名

横 浜 市 長

横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る
補助対象事業（変更・廃止）承認通知書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定を行い、年
月 日に補助対象事業の（変更・廃止）承認申請のありました横浜市V2H充放
電設備設置費補助金に係る補助対象事業について、次のとおり（変更・廃止）を承認し
たので通知します。

1 承認した計画の概要

2 変更後の補助金の額（※補助対象事業変更の場合のみ記載）

円

事業名	横浜市V2H充放電設備設置事業
変更前の補助金の額	円
変更後の補助金の額	円
変更による増減額	円

（提出先）
横浜市長

住 所

集合住宅名称
（集合住宅の場合のみ記入）

氏 名
（法人、管理組合等の場合は、
法人名・管理組合名、
代表者役職、代表者氏名を記入）

電話番号

横浜市V2H充放電設備設置費補助金遅延等報告書

年 月 日 第 号で補助金の交付決定通知のありました
横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る事業について、予定の期間内に完了するこ
とができないことが判明したため、次のとおり報告します。

1 補助事業の進捗状況

2 原因及び内容

3 措置

4 内容に係る金額

5 補助事業の遂行及び完了予定年月日： 年 月 日

(提出先)
横浜市長

住 所

集合住宅名称
(集合住宅の場合のみ記入)

氏 名
(法人、管理組合等の場合は、
法人名・管理組合名、
代表者役職、代表者氏名を記入)

電話番号

横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る
補助対象事業実績報告書

年 月 日 第 号で補助金の（交付決定・変更承認）通知のあり
ました横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る補助対象事業を完了しましたので、次のとお
り報告します。

1 報告内容

設備を設置する建物の 所在地	横浜市		
(集合住宅の場合のみ) 集合住宅名称			
(V2H をリースする場合のみ) 使用者 氏名			
補助対象設備の数	V2H	基	
V2H 充放電設備の本体購 入費(消費税及び地方消費税相 当額を除く)	A	円	国の補助金を受け る場合、その金額 (V2H の設備費該当額)
補助対象経費(C=A-B) ※国の補助金を受けない場合は、 V2H 充放電設備の本体購入費同額 (C=A)	C	円	補助対象経費に3 分の1を乗じた額 (D=C/3)
補助上限額(E) (20万円/基×基数)	E	円	予定額 (D 又は E のうち、い ずれか低い額)
補助金申請額 (千円未満切り捨て)	円 (E、F のいずれか低い額が上限)		
この設備に対して受ける本補助金 以外の補助金採択の有無 ※国補助金については、B欄にの み記入	有 無	「有」を選 択した場 合その名 称	

2 事業計画等

V2H 機器搬入日	年 月 日
V2H 設置完了日	年 月 日
EV 等車両導入日	年 月 日

3 設置工事施工会社担当者

※契約や施行内容について問い合わせをさせていただく場合があります。直接施工会社に連絡してよい場合は下記に記入してください。

設置工事 施工会社名称		担当者氏名	
所在地			
電話番号		メールアドレス	

横浜市受付印

横浜市受付印

4 添付書類等一覧

※提出書類はすべてA4判片面でご提出ください。

※添付書類等一覧は印刷・提出していただく必要はございません。

書類内容	
【共通提出書類】	
1	実績報告書（第8号様式）
2	返信用封筒 ・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を添付したもの ※額の確定通知等を送付（A4判1枚程度）
【国の補助金を申請する場合】	
3	国の補助金の実績報告時に提出した次の書類一式（写し） ・実績報告書 ・V2H 充放電設備本体の発注書のコピー ・V2H 充放電設備本体の請求書（内訳書含む）のコピー ・V2H 充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー ・V2H 充放電設備本体の保証書のコピー ・要部写真 ・リースの場合はリース契約書のコピー
【国の補助金を申請しない場合】	
※国の補助金申請手続きの必要書類に準じること。	
4	契約に係る書類 ※交付申請時に提出していない場合 【V2H 充放電設備を購入する場合】 ・V2H 充放電設備本体の購入にかかる契約書（内訳書含む）のコピー（注文書と注文請書などでも可） 【V2H 充放電設備をリースする場合】 ・リース契約書のコピー（賃貸人、借借人、V2H 充放電設備情報、設置場所住所、リース期間（5年以上であること）、総額リース料金の記載があること）
5	V2H 充放電設備本体の請求書（内訳書含む）のコピー
6	V2H 充放電設備本体の支払を証する領収書のコピー ※ローン契約の場合は、ローン契約書
7	V2H 充放電設備本体の保証書のコピー
8	要部写真（建屋の全景と駐車場スペースの位置がわかること、駐車スペースの全景、V2H 充放電設備本体の設置予定場所が確認できること）
【その他該当する場合】	
9	交付申請時に提出していない次の書類がある場合 ・建物の登記事項証明書（発行から1年以内のもの） ・V2H 充放電設備を使用する車両の車検証の写し ※原則として車検証の使用の本拠は、V2H の設置場所と一致していること。
10	その他 ※市長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

横 浜 市 長

横浜市V2H充放電設備設置費補助金の額の確定通知書

年 月 日付で報告のありました横浜市V2H充放電設備設置費補助金
について、次のとおり確定しましたので通知します。

設備を設置する建物の 所在地	
(集合住宅の場合のみ) 集合住宅名称	
補 助 金 の 確 定 額	円
特 記 事 項	

請求書番号 _____
年 月 日

横浜市長

住 所

集合住宅名称
(集合住宅の場合のみ記入)

氏 名 _____ 印
※法人、管理組合等の場合は、法人名・管理組合名、代表者役職、代表者氏名を記入
※請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略可

電話番号

横浜市V2H充放電設備設置費補助金交付請求書

年 月 日 第 号で額の確定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

_____ 円
(補助金の額の確定通知書に記載されている金額)

2 補助金振込先

補助金振込先	フリガナ					
	口座名義 (※2)					
	金融機関名と店名	銀行 信金	銀行コード (※1)		支店 本店	支店コード
	預金種目(○で囲む)	普通(総合)	当座	貯蓄	その他()	
口座番号	7桁で記入してください(右詰)					

- ※1 ゆうちょ銀行の場合、支店名(コード)は3ケタの数字です。記号・番号ではありませんので、御注意ください。
- ※2 通帳の名義のとおり御記入ください。口座名義がアルファベットで登録されている方は、アルファベットで御記入ください。

担 当 者			
名 称		電 話 番 号	
氏 名		メー ル ア ド レ ス	
		住 所	〒

年 月 日

同 意 書

(提出先)
横浜市長

(同意者)
住 所
氏 名 印

所有している次の建物において、次の補助金申請者がV 2 H充放電設備を設置することに同意します。

補助金申請者の氏名	
V 2 H充放電設備を設置する建物の所在地・名称	横浜市

年 月 日

（提出先）
横浜市長

委任状

■委任者（申請者）

住所

集合住宅名称

氏名

（署名または記名押印）

⑩

※法人、管理組合等の場合は、法人名・管理組合名、
代表者役職、代表者氏名を記入

私は、下記の者に、横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る事務手続の権限を委任します。

■受任者

個人の場合

住所 _____

氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

メールアドレス _____

法人の場合

所在地 _____

名称 _____

代表者役職及び氏名

_____ ⑩

担当者名 _____ ⑩

（担当者を復代理人とする場合は押印してください）

電話番号 _____

メールアドレス _____

【委任事項】 ※委任する手続に☑マークを記入してください。

- 交付申請書の提出及び訂正
- 取下げ申請書の提出及び訂正
- 計画変更又は廃止承認申請書の提出及び訂正
- 実績報告書の提出及び訂正
- 請求書の提出及び訂正

住 所
氏 名

横 浜 市 長

横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で補助金の (交付決定・変更承認) を通知した横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金について交付決定の取消しを次のとおり決定しましたので、通知します。

設備を設置する建物の所在地及び名称 (集合住宅の場合)	
取 消 理 由	
取 消 金 額	円

（提出先）
横浜市長

住 所

集合住宅名称
（集合住宅の場合のみ記入）

氏 名
（法人、管理組合等の場合は、
法人名・管理組合名、
代表者役職、代表者氏名を記入）

電話番号

横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金に係る
財産処分承認申請書

年度横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容（譲渡、交換、廃棄、貸付け等の別を記載すること。目的外使用の場合は用途を記載すること。）

3 処分しようとする理由

4 添付書類等

（1）返信用封筒

・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を貼付したものを 1 部

※ A 4 判 1 枚程度送付予定

（2）その他必要な書類

処分を実施する事業者			
※財産処分にあたり、処分を実施する事業者へ連絡をしてよい場合は下記にご記入ください。 記載内容等について問い合わせをする場合がございます。			
事業者名称		電話番号	
担当者氏名		メールアドレス	
		住 所	〒

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

横 浜 市 長

横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金に係る
財産処分（承認・不承認）通知書

年 月 日に申請のありました、 年度横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金に係る補助対象事業により取得した財産の処分について、次のとおり（承認します・不承認とします）。

財産処分承認内容・不承認内容

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住 所

集合住宅名称
（集合住宅の場合のみ記入）

氏 名
（法人、管理組合等の場合は、
法人名・管理組合名、
代表者役職、代表者氏名を記入）

電話番号

横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金に係る
財産処分完了報告書

年 月 日 第 号で承認通知のありました、 年度
横浜市 V 2 H 充放電設備設置費補助金に係る補助対象事業により取得した財産の処分が
完了しましたので、報告します。

- 1 添付書類等（すべて A 4 判片面とする）
売買契約書の写しなど処分が完了したことがわかる書類（写し）

年 月 日

（提出先）
横浜市長

住 所

集合住宅名称
（集合住宅の場合のみ記入）

氏 名
（法人、管理組合等の場合は、
法人名・管理組合名、
代表者役職、代表者氏名を記入）

電話番号

横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る
補助対象事業内容変更届出書

年 月 日 第 号で補助金の額の確定通知のありました
年度横浜市V2H充放電設備設置費補助金に係る事業について、補助対象事業
内容に変更があったため、関係書類を添えて次のとおり届出します。

- 1 変更内容（変更後の内容を記載）
（1）補助金申請者の変更（交付申請書（第1号様式）に記載した申請者欄の変更）